

豊橋市工事書類簡素化要領

(目的)

第1条 豊橋市工事書類簡素化要領(以下「本要領」という。)は、愛知県土木工事標準仕様書等の設計図書に基づき、受注者が作成し提出及び提示する工事関係書類について、発注者・受注者相互の業務の効率化と工事目的物の品質向上のため、簡素化を実施することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要領は、豊橋市発注工事で当初設計金額が130万円を超える建設工事に適用する。

(実施内容)

第3条 工事書類の簡素化を実施できる内容をまとめた、別表「工事書類簡素化徹底一覧表」に基づき簡素化を図ることとし手順は以下による。

- 1 発注者は着手後直ちに受注者と工事着手から完了までの提出、提示書類について、別紙参考資料「土木工事書類一覧表、建築系工事書類一覧表」により確認する。
- 2 発注者・受注者ともに工事書類の簡素化を徹底して、必要としない書類の提出、提示は行わない。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

工事書類簡素化徹底一覧表

- 一覧表上の省略した表記は以下のとおり
- ・約款---豊橋市工事請負契約約款
 - ・土木標仕---土木工事標準仕様書
(愛知県建設局)
 - ・建築標仕---公共建築工事標準仕様書
(一般社団法人公共建築協会)

1. 土木工事、建築系工事共通

【工事下請負届・施工体制台帳】

根拠	工事下請負届---約款第7条 ・土木標仕1-1-11 施工体制台帳---建設業法第24条の7 ・土木標仕1-1-12、建築標仕1.1.5
現在の状況	下請け工事がある場合、受注者からその着手前の提出書類として、工事下請負届・施工体制台帳（写）を提出しているが、下請け業者の建設業許可証の写しや技術者の資格、雇用を証する書面が添付されている。
簡素化の徹底	工事下請負届・施工体制台帳（写）には、下請け業者の建設業許可証の写しや技術者の資格、雇用を証する書面は添付せず、提示もしないことを徹底する。 また、施工体制台帳の添付書類については提出せず、提示を徹底する。

【産業廃棄物関係】

根拠	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・豊橋市建設副産物リサイクルガイドライン実施要項18条 ・土木標仕1-1-21
現在の状況	受注者からの工事完了時整備書類として、マニフェスト管理台帳を提出しているが、併せてマニフェスト本票の写しを提出している工事がある。 また、施工計画書に使用するマニフェストの様式、確認事項（収集運搬業者・処分業者）が添付されている。
簡素化の徹底	マニフェスト管理台帳は提出、マニフェスト本票は提示を徹底する。 施工計画書にはマニフェストの様式は添付しない。また、確認事項（収集運搬業者・処分業者）は添付せず、提示を徹底する。

【安全・訓練等の実施報告書】

根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法 ・土木標仕1-1-33
現在の状況	受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、工事記録に記載するとともに、写真等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示となっているが、工事によっては使用した資料等の写しを提出している。
簡素化の徹底	安全教育安全訓練等の実施状況について、工事記録に記載するとともに、写真等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示を徹底する。

【官公庁届け出書類】

根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例、道路交通法等 ・土木標仕1-1-43
現在の状況	受注者は、特定作業実施届出書、道路使用許可書等の関係官公庁機関への届出等について許可、承諾を得た時は、その書面を専任監督員に提出している。
簡素化の徹底	官公庁等への諸手続きにおいて許可、承諾を得た書面は提示を徹底する。

【工事カルテ（コリンズ）】

根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・土木標仕1-1-7 ・建築標仕1.1.4
現在の状況	工事請負金額500万円以上の工事について、「登録のための確認のお願い」のみ提出。発注者は確認後、記名・押印し受注者に返却。以降は登録機関から専任監督員に「登録内容確認書」がメール送付されるため提示も提出もしないことを徹底する。「登録内容確認書」は専任監督員が印刷し保管する。
簡素化の徹底	受注者から「登録のための確認のお願い」の通知（電子メール等電子媒体を含む）を受け、専任監督員は確認後、署名・押印し受注者に返却する。専任監督員は登録確認メールの「登録内容確認書」により登録内容を確認する。「登録内容確認書」は専任監督員が印刷し保管する。

【工事写真】

根拠	・土木標仕1-1-46
現在の状況	電子媒体で2部提出。ただし、特記仕様書で指定される工事については着手・しゅん工写真をA4版の工事写真帳へ整理し提出している。
簡素化の徹底	着手・しゅん工写真については、工事写真帳での提出を求めないものとし、電子媒体で2部提出を徹底する。

2. 土木工事関連

【施工計画書】

根拠	・土木標仕1-1-6
現在の状況	土木工事において、請負金額が3,500万円未満の工事については記載を省略することができる項目があるが、すべてを記載している工事が多い。
簡素化の徹底	土木工事現場必携に基づき省略する項目を徹底する。ただし、設計図書に記載指示のある場合を除く。 (省略する項目：現場組織表、指定機械及び主要機械、主要資材、施工方法、施工管理計画、環境対策、現場作業環境の整備)

【交通誘導警備員関係】

根拠	・土木標仕1-1-40 ・警備業法18条
現在の状況	受注者は、有資格者の合格証明書及び実務経験3年以上の経歴書をすべて提出している。 また、工事完了時整備書類として、交通誘導警備員報告書（集計表）を提出しているが、併せて勤務伝票の写しを提出している工事がある。
簡素化の徹底	有資格者の合格証明書、有資格者に代わる交通誘導警備員の実務経験3年以上の経歴書を提示、また、工事完了時の整備書類の交通誘導警備員報告書（集計表）は提出、勤務伝票の提示を徹底する。

【休日または夜間の作業連絡】

根拠	・土木標仕1-1-44
現在の状況	設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を付した書面によって監督員に提出または施工計画書に記載している。
簡素化の徹底	土標仕の改正により、書面によらず事前にその理由を監督員に連絡することを徹底する。ただし、現道上の工事については書面により提出または施工計画書に記載しなければならない。連絡等にあたっては、関係法令の許可等を取得すること。

3. 建築系工事関連

【施工計画書】

根拠	・建築標仕1.2.2
現在の状況	工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。 品質計画、一工程の施工の確認及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する
簡素化の徹底	建標仕に記載のある内容については、施工計画書への転記は不要を徹底する。 専門業種工事及び請負金額500万円未満工事は総合施工計画に全て記載し、工種別施工計画の作成は不要を徹底する。

【使用資材製品届】

根拠	・建築標仕1.4.2 ・約款第13条
現在の状況	使用する資材について、製品名・メーカー名・規格・取扱商社等を記載した使用資材製品届を当該資材を現場搬入前に監督員に提出している。
簡素化の徹底	施工計画書に品質・規格等記載の場合は提出不要を徹底する。

【出荷証明書、規格証明書】

根拠	・ 建築標仕1.4.2、1.4.4
現在の状況	使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に提出している。
簡素化の徹底	当該現場にて撮影した材料規格（JIS、JAS等）が証明できる工事写真（品質管理のため全数撮影を必要とする材料（塗料など）以外は抽出で可）がある場合提出不要を徹底する。ただし、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明となる証明書は除く。